

石狩湾新港ウィンドファーム（仮称）事業に係る 環境影響評価準備書に対する環境大臣意見

本事業は、エコ・パワー株式会社が、北海道石狩市及び小樽市において、総出力 12,000kW（定格出力 3,000kW 級の風力発電設備 4 基）の風力発電所を新設する事業である。

本事業の対象事業実施区域である石狩市では、「石狩市地域新エネルギービジョン」を策定し、再生可能エネルギーの導入を積極的に行っており、本事業は再生可能エネルギーの普及の観点からも望ましいものである。

一方、本事業の対象事業実施区域の周辺においては、エゾクロテン、エゾアカヤマアリ等の希少な動物の生息が確認されている。また、渡り鳥やオジロワシ、オオワシ、ハヤブサ、チュウヒなどの希少な猛禽類の飛翔も確認されていることから、これらに対する影響も懸念される。

このため、本事業の実施に当たっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、評価書の作成を行うこと。

1．総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

- (1) 本事業に係る環境影響評価準備書に環境保全措置として記載している環境モニタリングを適切に実施すること。また、その結果を踏まえ必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。
- (2) 追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果や専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十全なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。また、検討のスケジュールや方法、専門家の助言、検討に当たっての主要な論点及びその対応方針等を公開し、透明性及び客観性を確保すること。
- (3) 調査の結果については、本事業による環境影響を分析し、調査により判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

2．動物について

(1) 追加的な調査について

動物について、調査が十全ではないおそれがあることから、動物に係る専門家等への追加的な助言を聴取し必要に応じて追加調査を実施し、その結果に応じて、必要な環境保全措置を講ずること。

特に、エゾクロテンについては、本地域における生息に関する情報が明らかになったことから、本種に係る専門家等への助言を聴取し、必要に応じて事業実施区域内においても自動撮影カメラ調査等の追加調査を行い、その結果に応じて、エゾクロテンの移動経路の確保等、必要な環境保全措置を講ずること。

(2) 鳥類について

対象事業実施区域の周辺には渡り鳥や希少な猛禽類が確認されており、これら鳥類に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性が伴う。このため、重要な鳥類に対する環境影響を可能な限り回避・低減する観点から、これまでに実施した調査結果を踏まえるとともに専門家等への助言を聴取し、要すれば風力発電設備の配置や構造の変更等を検討し、適切に実施すること。

また、航空障害灯等による鳥類の誘引が確認された場合等、環境モニタリングにより

判明した内容に応じ、鳥の渡りの時期の稼働制限等を含めた環境保全措置について、専門家等からの助言を踏まえて検討し、必要に応じて追加的な環境保全措置を講ずること。

併せて、衝突等による死亡・傷病個体の確認を高い頻度で適切に実施し、死亡・傷病個体が確認された場合は、死亡原因の分析及び傷病個体の救命を行うため、関係機関と連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析への協力を行うとともに、近傍の風力発電事業者との情報共有及び必要な措置を検討すること。